

幼保連携型認定こども園の設備と運営の基準に関する条例制定について

1 条例制定の背景について

平成24年8月に、子ども・子育て関連3法が公布され、この関連法の一つである「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」（通称：「認定こども園法一部改正法」）により、幼保連携型認定こども園の許認可等の権限が指定都市・中核市に移譲され、設備及び運営の基準に関する条例を定めなければならないことによる。

2 制定する条例について

【件名】 鹿児島市幼保連携型認定こども園の設備と運営の基準に関する条例

【制定時期】 平成26年6月頃

3 制定する基準の作成方針について

(1) 作成方法

国の政省令を基本とし、本市独自基準（非常災害対策）を加えた骨子案を、本市の子ども・子育て会議において諮ることとする。

(2) 作成にあたっての留意点

認定こども園法第13条の設備及び運営の基準により、「従うべき基準」と「参酌基準」（政省令告示までの間に変更の可能性あり）で整理する。

① 従うべき基準

ア 学級編成、配置する園長・保育教諭・その他職員及びその員数

イ 保育室の床面積その他設備に関する事項であって、子どもの健全な発達に密接に関連するもの

ウ 運営に関する事項であって、子どもの適切な処遇の確保、秘密の保持、子どもの健全な発達に密接に関連するもの

② 参酌基準 上記以外のもの

4 今回の素案について

今回の素案は、前回の会議において、県の既存条例「認定こども園の認定の要件に関する条例」を基に、国が示した対応方針を加えて作成し提案した骨子案について、現在、国が示している政省令案（未定稿※今後変更がありうる）及び本市の児童福祉施設（保育所）の設備及び運営の基準に関する条例との整合を図ったものである。

なお、国においては、政省令の策定に先立ち、パブリックコメント（期間は、4月9日～4月22日）を行い、その結果を踏まえた政省令を、平成26年4月末を目途に告示することから、政省令の内容によって、修正・整理等が必要となる。

鹿児島市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例素案と骨子案等との比較

| 骨子案（前回会議で提案） ※県の既存条例+国の対応方針で作成 | 素案（今回提案） | 省令案 ※規定ぶり、規定位置等変更がありうる。 | 既存条例（鹿児島市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例※一部改正予定） |
|---|---|---|--|
| <p>第1条 趣旨 第2条 定義 第3条 条例で定める事項</p> <p>第19条 運営状況評価 第25条 非常災害対策</p> <p>第17条 職員の研修等</p> <p>第9条 平等取扱 第10条 虐待禁止 第11条 懲戒権限濫用禁止 第23条 感染症等対策 第14条 食事の提供 第22条 健康診断</p> <p>第16条 園児要録・出席簿</p> <p>第12条 秘密保持 第20条 苦情解決</p> <p>第26条 設備の基準 第15条 調理室等の設置</p> | <p>第1条 趣旨 第2条 定義</p> <p>第3条 最低基準の目的 第4条 最低基準の向上 第5条 最低基準と幼保連携型認定こども園 第6条 幼保連携型認定こども園の一般原則 第7条 非常災害対策 第8条 幼保連携型認定こども園における職員の一般的要件 第9条 幼保連携型認定こども園の職員の知識及び技能の向上等 第10条 他の学校、社会福祉施設等の設備を兼ねるときの設備の基準 第11条 他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねるときの職員の基準 第12条 園児を平等に取り扱う原則 第13条 虐待等の禁止 第14条 懲戒権限の濫用禁止 第15条 衛生管理等 第16条 食事の提供 第17条 園児及び職員の健康診断 第18条 幼保連携型認定こども園の内部規定 第19条 幼保連携型認定こども園に備える帳簿等 第20条 秘密保持等 第21条 苦情への対応</p> <p>第22条 施設及び設備の一般的基準</p> <p>第23条 園舎及び園庭 第24条 園舎に備えるべき施設 第25条 園具及び教具 第26条 食事の提供方法の特例</p> | <p>第1条 趣旨</p> <p>第11条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の準用（読み替え②～⑭）</p> <p>【読②】児童福祉施設の一般原則</p> <p>【読③】児童福祉施設の職員の知識及び技能の向上等 【読⑤】設備の基準 【読④】職員の基準</p> <p>【読⑥】園児を平等に取り扱う原則 【読⑦】虐待等の禁止 【読⑧】懲戒に係る権限の濫用禁止</p> <p>【読⑨】食事</p> <p>【読⑩】秘密保持等 【読⑪】苦情への対応</p> <p>第12条 幼稚園設置基準の準用（読み替え⑮） 【読⑮】一般的基準</p> <p>第4条 園舎及び園庭+【読⑫】設備の基準 第5条 園舎に備えるべき設備 第6条 園具及び教具 【読⑬】保育所の設備の基準の特例</p> | <p>第1条 趣旨 第2条 定義</p> <p>第3条 最低基準の目的 第4条 最低基準の向上 第5条 最低基準と児童福祉施設 第6条 児童福祉施設の一般原則 第7条 非常災害対策 第8条 児童福祉施設における職員の一般的要件 第9条 児童福祉施設の職員の知識及び技能の向上等 第10条 他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準</p> <p>第11条 入所した者を平等に取り扱う原則 第12条 虐待等の禁止 第13条 懲戒に係る権限の濫用の禁止 第14条 衛生管理等 第15条 食事 第16条 入所した者及び職員の健康診断 第17条 児童福祉施設内部の規定 第18条 児童福祉施設に備える帳簿</p> <p>第19条 秘密保持等 第20条 苦情への対応 ※20条～33条 助産施設、母子生活支援に関する規定のため省略</p> <p>第34条 設備の基準</p> <p>第35条 保育所の設備の基準の特例</p> |

鹿児島市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例素案と骨子案等との比較

| | | | |
|---|---|---|--|
| <p>第4条 学級編成 第5条 職員配置基準 第6条 園長、保育教諭、調理員の配置 第7条 園長の資格 第8条 その他の職員の配置 第13条 教育時間、保育時間 第24条 子育て支援 第21条 家庭・地域との連携、保護者との連絡 第18条 職員会議 第27条 委任 付則 施行期日</p> | <p>第27条 学級の編制の基準 第28条 職員の数等 第29条 教育及び保育を行う期間及び時間 第30条 教育及び保育内容 第31条 子育て支援事業の内容等 第32条 保護者との連絡 第33条 掲示 第34条 履修が困難な教科の学習 第35条 委任 付則 第1条 施行期日 第2条 みなし幼保連携型認定こども園に関する経過措置 第3条 幼保連携型認定こども園の職員配置に係る特例 第4条 幼保連携型認定こども園の設置に係る特例</p> | <p>第2条 学級の編制の基準 第3条 職員の数等 第7条 教育及び保育を行う期間及び時間 第8条 子育て支援事業の内容 【読⑭】保護者との連絡 第9条 掲示 第10条 学校教育法施行規則の準用（読み替え①） 【読①】履修が困難な教科の学習 附則 第1条 施行期日 第2条 みなし幼保連携型認定こども園に関する経過措置 第3条 幼保連携型認定こども園の職員配置に係る特例 第4条 幼保連携型認定こども園の設置に係る特例</p> | <p>第36条 職員 第37条 保育時間 第38条 保育の内容 第39条 保護者との連絡 第40条 公正な選考 第41条 利用料 第42条 委任 付則 1 施行期日 2 特例幼保連携保育所の特例 3 経過措置</p> |
|---|---|---|--|